

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市青少年科学館展示ゾーン等リニューアル業務
発 注 課	札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課
選 定 事 業 者	株式会社トータルメディア開発研究所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>令和2年度に実施した基本設計業務においては、公募型企画競争（プロポーザル方式）により、最も優れた企画提案をした事業者である株式会社トータルメディア開発研究所（以下「トータルメディアという。」）を受託者に決定し、令和3年度において実施した実施設計業務においては、これまでの検討過程も踏まえてさらなる議論を重ねるため、特定随意契約により同社を受託者に決定している。</p> <p>また、本市と同規模の科学（理工）系博物館の常設展示物等の製作・設置を請け負った実績のある事業者は、国内では数社しかおらず、上記企画競争（プロポーザル方式）においては、これらの者から提出を受けた実施方針・体制等に関する提案書類の良否を審査し、企画提案能力の優れた者を選んだところである。</p> <p>加えて、本業務の履行期間においては、本市の施設長寿命化のための保全改修工事や実験実習室等の施設改修工事も併せて実施することから、展示設計時には、本市建築部及び工事設計業者ともスケジュールを含む詳細な調整を進めてきたところである。</p> <p>そのため、今年度から実施する本業務についても、これまでの協議内容に基づき展示物製作に係る詳細を整理・検討しながら業務を進める必要があることはもちろん、今後の製作過程に生じる課題や障害等に対し、適切かつ迅速に対応をしながら、業務スケジュール等に支障をきたすことなく履行するためには、これまでの全ての経過を熟知していることが必要不可欠である。</p> <p>ついでには、本業務を適切かつ安全に履行できる業者は、基本設計時より実施方針・体制等について最も優れた企画提案をし、基本設計業務及び実施設計業務の受託者であるトータルメディアだけであるため、本契約の性質・目的が競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約により調達することとしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・ <b>第91条</b> ）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和4年6月1日